見附市告示第４６号

見附市断熱改修等リフォーム事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和７年３月３１日

見附市長　　稲　田　　亮

見附市断熱改修等リフォーム事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

見附市断熱改修等リフォーム事業補助金交付要綱（平成２８年見附市告示第７８号）の一部を次のように改正する。

第４条中「２０万円」を「４０万円」に改める。

別表第２中「１００分の２０」を「１００分の１０」に改める。

様式第１号中

「氏　名　　印 」を

「氏　名

（自署の場合、押印不要）　」に、

「補助対象工事費の２０％」を「補助対象工事費の１０％」に改める。

様式第６号及び様式第７号中

「氏　名　　印 」を

「氏　名

（自署の場合、押印不要）　」に改める。

附　則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。